

特記仕様書

工事番号	流30木津川社会資本第6001の52号の1の1
工事名	木津川流域下水道洛南浄化センター建設工事(水処理施設)
工事場所	八幡市八幡焼木地内
工期	平成33年3月25日限り

第1条 (総則)

本工事の施工にあたっては、「土木工事共通仕様書(案)(平成29年9月)」(以下「共通仕様書」という。)、**「土木構造物標準設計」**(建設省)、**「土木工事標準設計図集」**(近畿地方整備局)、**「工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)(平成29年9月)」**によるものとする。

第2条 (標示板の設置)

受注者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない
記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

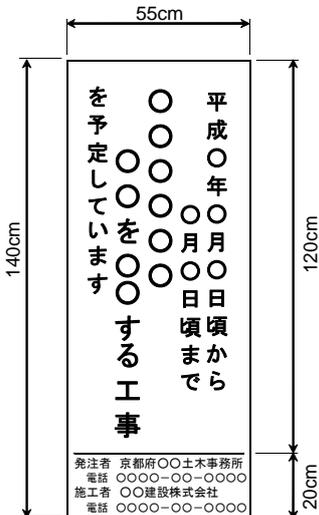
工事内容：下水処理施設(土木)をつくっています。
工事種別：下水道工事

(標示板の記載例) [工事標示板]



設置位置	<ul style="list-style-type: none"> ・工事区間の起終点に設置する。 ・車線規制を行う場合には、規制区間の起終点にも設置する。 ・ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならないように設置する。
設置期間	<ul style="list-style-type: none"> ・路上工事開始から路上工事終了までの間設置する。
規格色彩等	<ul style="list-style-type: none"> ・「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇工事」等の工事種別は、青地に白抜き文字とする。 ・「〇〇をしています」等の工事内容、工事期間は、青色文字とする。 ・工事種別、工事内容については、別表2を参考に記載する。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・線の余白は2cm。緑線の太さは1cm。区画線の太さは0.5cmとする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材(ソフトカバー)を付けること。

[工事情報看板]



[工事情報看板]

設置期間	<ul style="list-style-type: none"> ・路上工事を開始する1週間以上前から路上工事を開始するまでの間設置する。
設置位置	<ul style="list-style-type: none"> ・予定されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	<ul style="list-style-type: none"> ・色彩は、「平成〇年〇月〇日頃から」、「〇〇〇を〇〇する工事を予定しています」等の工事内容については青色文字とする。 ・工事内容については、別添を参考に記載する。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材(ソフトカバー)を付けること。
摘要	<ul style="list-style-type: none"> ・1日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所については設置しない。 ・設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。 ・工事開始時に速やかに撤去すること。

第8条 (主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間)

1 現場施工に着手するまでの期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、測量、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、工事着手届により発注者に通知するものとする。

2 検査終了後の期間

工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続、後片づけ等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、検査日とする。ただし、検査員が補修（改造）命令書により工事の補修又は改造を命じた場合は、その補修（改造）の完成を確認した日とする。

第9条 (関連工事の調整)

本工事区間に重複・接近して、下記の工事を別途発注する予定のため、施工に際しては、安全管理や工程等について、相互連絡調整を密にして行うこと。

関連工事（予定）	備考
運動広場整備工事	近接
水処理施設建築工事	重複
水処理施設建築設備工事	重複
水処理施設機械設備工事	重複
水処理施設電気設備工事	重複
導水渠工事	一部重複
独立管廊工事	一部重複

第10条 (浄化センター内工事の調整)

1 本工事は浄化センター内で施工する工事であり、施工にあたっては他工事（修繕工事等）と相互連絡を密にして、浄化センターの運転に支障を来さないようにしなければならない。

2 受注者は工事着手前に浄化センター及び他工事と調整を行うこととし、その内容については監督職員の指示によること。

3 浄化センター内工事の受注者間で「安全協議会（場内工事連絡会）」を設置し、安全に係る連絡調整会議を定期的実施しているため、必ず参加すること。

第11条 (低入札価格調査を経て契約した工事)

低入札価格調査を経て契約した工事については、「建設交通部低入札価格調査を経て契約した工事における契約後の取扱いの運用について（平成22年1月27日）」により運用するものとし、受注者は以下によらなければならない。

1 請負代金内訳書、工程表、施工計画書、施工体制台帳及び施工体系図、建設業退職金共済制度掛金収納書及び現場代理人等（変更）通知書（以下「施工計画書等」という。）の提出に当たり、低入札価格調査時に提出された資料（以下「調査資料」という。）の内容と相違する場合は、変更した内容及び理由を記載した書面を提出すること。

なお、「建設交通部低入札価格調査を経て契約した工事における契約後の取扱いの運用について」別表1の「添付資料」欄で提出が必要としている項目について、変更が生じた場合は、その都度速やかに調査資料と同等の資料を監督職員に提出すること。

また、施工計画書等を変更する場合も同様とする。

2 低入札契約のしわ寄せが下請企業に及んでいないことを確認するため、随時検査及び完成検査において、建設工事に係る下請請負代金支払状況報告書を提出するとともに、支払状況及び資材の調達状況等に関する書類を提示すること。

第12条 (特定建設資材の分別解体)

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

①分別解体等の方法

工程	作業内容	分別解体の方法
①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
⑤本体付属品	本体付属物の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

②再資源化等をする施設の名称及び所在地

建設副産物	受入場所	受入機関及び受入時間	その他受入条件	距離
建設汚泥	京都コン砕(株) 京都市南区上鳥羽 塔ノ森下河原	8:00~17:00(昼)		10.0 km

③その他撤去資材

本工事で撤去する、フェンスについては再利用する可能性があることから、現場に存置することとし、処分費は計上していない。

なお、処分の必要が生じた場合は、設計変更の対象とする。

第13条 (建設発生残土の搬出)

- 1 建設発生土については、(財)城陽山砂利採取地整備公社に運搬するものとする。
(運搬距離 16.5km)なお、運搬ルートについては、監督職員と協議するものとする。
- 2 前条に関しての受け入れ条件は、下記のとおりとする。
これにより難しい場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。
 - (1) 受入不適なもの
30cm以上の岩
 - (2) 受入期間
平日8:30~17:00 土曜日8:30~17:00 (日祝は不可)
 - (3) その他
土壌調査結果等の提出

第14条 (産業廃棄物税)

平成17年4月1日より「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入される産業廃棄物税(以下「産廃税」という。)は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。

また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。

なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいます。

第15条 (段階確認)

受注者は、共通仕様書に定めるもののほか、下表の工種及び監督職員の指示した工種の施工段階において、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は工種、細別、確認の予定時期、測

定結果等を監督職員に書面により報告しなければならない。
ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種 別	細 別	施工段階（確認時期）
杭打工	試験堀工	施工時
水替工	ディープウェル	掘削完了時 設置完了時

第 16 条 （品質管理試験）

本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、品質管理基準に記載される「必須」項目を実施し、「その他」の項目については、監督職員の指示により実施するものとする。

第 17 条 （規格値）

品質及び出来形の規格値は、土木工事施工管理基準及び規格値によるものとする。

第 18 条 （コンクリートの単位水量測定）

測定は、「コンクリートの単位水量測定要領（案）」（土木請負工事必携（平成29年9月））によるものとする。

受注者は、コンクリートの単位水量試験を実施する場合は、事前に段階確認に係わる報告を所定の様式により監督職員に提出して、少なくとも1回は、段階確認を受けなければならない。

また監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。

第 19 条 （ひびわれ調査）

調査は、「ひび割れ調査要領（案）」（土木請負工事必携（平成29年9月））によるものとし、施工完了時（埋戻し前）に実施するものとする。

0.2mm以上のひび割れについて、展開図を作成するものとし、展開図に対応する写真についても提出しなければならない。

また、ひび割れ等変状の認められた部分をマーキングするものとする。

受注者は、ひび割れ発生状況の調査を実施した結果を監督職員に提出することとする。

第 20 条 （テストハンマーによる強度推定調査）

調査は、「テストハンマーによる強度推定調査要領（案）」（土木請負工事必携（平成29年9月））によるものとする。

受注者は、テストハンマーによる強度推定調査を実施する場合は、事前に段階確認に係わる報告を所定の様式により監督職員に提出して、少なくとも1回は、段階確認を受けなければならない。

また監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。

受注者は、テストハンマーによる強度推定調査を実施した結果を監督職員に提出することとする。

第 21 条 （近接施工）

1 本工事区間に隣接して、NEXCO西日本の道路施設があるため、工事施工に際しては、監督職員の承諾を得た後に、関係官署と現地立会の上、当該施設の位置、高さ、施設の状態等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、支障を及ぼさないようにすること。保安対策の打合せを行った時は、「立会打合せ調書」に立会者の押印を求め、当該調書の写しを監督職員に提出するものとする。

なお、打合せの結果、保安対策及び工法の変更が生じた場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

2 請負人の責により、当該施設に支障を及ぼした場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し、応急処置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。

第 22 条 （工事現場内における安全確保の徹底）

1 受注者は、工事期間中、工事現場及びその周辺の巡視等を徹底し、作業員（交通誘導警備員を含む）及び第三者への安全確保に一層努めるものとする。また、元請負人は下請負人まで含めた安全管理を行わなければならない。

- 2 受注者は、豪雨、暴風、出水、土砂崩れ、土石流等の影響のおそれのある工事現場については、天気予報などに注意を払い、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておくとともに、日常点検及び降雨後の点検を行い、作業の安全確保と周辺地域への災害の誘発防止に努めるものとする。なお、管渠内工事の実施にあたっては必ず「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き(案)」を参考にするとともに施工計画書に安全対策を記載すること。

第23条 (低騒音型・超低騒音型の使用)

本工事の施工に当たっては、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和62年3月30日建設省経機発第58号)に基づき低騒音型建設機械の使用原則を図る地域であるため、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成13年4月9日改正、国土交通省告示)に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

ただし、これにより難しい場合は、必要書類を提出し監督職員と協議するものとする。

上記において、「これにより難しい」とは、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めない。

なお、低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の「'97ラベル」が確認できる写真を監督職員に提出するものとする。また、「旧基準'89ラベル」の機種においても新基準の指定を受けているケースもあるため建設機械メーカーに確認し、「新基準'97ラベル」に貼替えを行うこと。

第24条 (環境等の保全)

- 1 工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。
- 2 原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用すること。
建設資材：「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に規定されている環境ラベル「エコマーク」付の建設資材等
建設機械：「エネルギーの合理化に関する法律（省エネ法）」に規定されている「エネルギー消費効率に優れたガソリン貨物自動車」等
- 3 調整池（沈砂池）の設置や大規模な裸地の出現防止のため段階的に工事を行う等、流末の水環境の保全を図ること。
- 4 地域における伝統的行事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。

第25条 (文化財の保護)

本工事の一部は、木津川河床遺跡の区域であるので施工に当たっては、監督職員及び埋蔵文化財調査職員と十分打合せを行い、文化財の保護に努めるものとする。

なお、本工事に先立ち、埋蔵文化財調査を予定しており、平成31年1月には調査を完了する予定である。

第26条 (関係機関及び地域住民等との調整)

- 1 受注者は、工事着手前に関係機関や地域住民等に対し、工事の施工について周知、調整を行うものとし、その内容は監督職員の指示によるものとする。
- 2 受注者は、工事の施工に当たり地域住民等との間に紛争、苦情等が生じないよう努めるものとする。また、紛争、苦情等が生じた場合は受注者は誠意をもってその解決に当たらなければならない。

第27条 (安全施設類)

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、関係機関及び浄化センターと打合せを行い実施するものとする。

工事期間中、隣接して運動広場を利用されている状況であることから、仮設フェンス等により十分な安全対策を実施すること。

交通誘導警備員については下表のとおり計上しているが、道路管理者、所轄警察署等と打合せの結果又は、条件変更に伴い員数等に増減が生じた場合は、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員	編成
洛南浄化センター入口 運動広場入口 現場入口	492人	3人/日

受注者は、施工に先立ち作成する施工計画書に、安全施設类等設置計画を作成し、監督職員に提

出すること。

受注者は、工事期間中の安全施設類等の設置状況が判明できるよう写真等を整備し、完成検査時に提出しなければならない。

第28条 (施工時間)

施工時間は、昼間施工とするが、関係機関等と協議の結果、変更が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第29条 (工사용資材等の運搬、搬出)

工사용資材等の運搬、搬出にあたっては、主要地方道宇治淀線(15号)を走行しないルートとし、運搬ルートについては、監督職員と協議すること。

第30条 (再生資材の利用)

本工事については、下表のとおり再生資材を使用する。

ただし、再生材製造工場の都合等により下表の再生資材が困難な場合については、監督職員と協議の上、新材とするものとし、設計変更の対象とする。

資材名	規格	用途	備考
再生クラッシャーラン	RC-40	基礎材	

なお、再生資源を使用する場合は、以下により品質が適正であるか確認の上使用するものとする。

- 1 上表再生資材を路盤材又は舗装材として使用する場合は「舗装再生便覧」によるものとする。
- 2 再生クラッシャーランを基礎材として使用する場合は「舗装再生便覧」及び「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準(案)」によるものとし、構造物の立地条件等を考慮して適正な品質のものを使用するものとする。
- 3 再生クラッシャーラン(RC-40)を河川に関わる工事(低水護岸等の水際工作物)のコンクリートブロック張(積)・石張(積)の天端工及び胴込・裏込材に使用する場合は、アスファルト塊は不可とし、かつ、すりへり減量が50%以下の品質のものを使用する。
- 4 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、レンガ等混入物を有害量含んではならない。

第31条 (品質証明等)

受注者は、工事に使用する材料のうち下表の材料及び監督職員の指示した材料の使用に当たっては、その外観、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

区分	確認材料名	適用
材料確認	既製杭	

第32条 (府内産木材の利用について)

1 府内産木材利用計画書の提出

本工事は京都府内産木材を利用を試行的に進める工事であり、受注者は府内産木材の利用について、別紙、「府内産木材利用計画書」を提出することとする。

なお、やむを得ず府内産木材が利用できない場合は、監督職員と協議の上、「府内産木材利用計画書」でその旨提出すること。

2 府内産木材の利用用途

受注者は、設計図書で指定する工事目的物以外の仮設資材等において府内産木材を利用することとするが、その利用用途については、受注者が自由に選択できるものとする。

ただし、設計図書で指定する工事目的物に府内産木材を利用する場合は、上記仮設資材等での府内産木材の利用を要しない。

3 府内産木材の使用量等

1 工事あたりの木材使用量については、標準的な注意喚起用の工사용看板(550×1,400サイズ)1枚に相当する量(0.02m³)以上を必要とする。(府内産木材製の工사용看板を利用する場合は最低1枚以上設置すること。)

なお、府内産木材製の資材は、今回工事で新規に購入する物のほか、受注者が所有する物に限り転用を認めるものとする。

4 工事成績評定等

「府内産木材利用計画書」に従い、現場で利用した資材が府内産木材であることがわかる設置状況写真とともに、京都府森林組合連合会が発行する木製資材産地証明書の写しの提出により、府内産木材の利用が確認できた場合、成績評定における創意工夫において加点対象とする。

ただし、転用材の場合や、設計図書で指定する工事目的物でのみ府内産木材を利用する場合は加点対象としない。

5 参 考

(1) 府内産木材利用資材の製作・証明等

京都府森林組合連合会 (075-841-1030)

(2) 府内産木材の活用例

工事中看板(別添参考図参照)、型枠、仮設柵、測量杭、丁張り等

第33条 (流用土の利用)

本工事に使用する盛土材については、本工事の掘削土を流用して使用する。

ただし、やむを得ない事情等により流用土により難しい場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

土量の確認方法については、監督職員と協議するものとする。

なお、掘削土の内、埋戻・盛土に利用する下記の土量については、浄化センター内に運搬・仮置きを行うこととしているが、現場条件に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

土量	仮置き場所	運搬距離	適用
8,500m ³	消化タンク北側	0.3km	

第34条 (鉄筋コンクリート構造物のスランプ等について)

1 本工事に使用する現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン」(平成29年3月流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会)を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するとともに、スランプ値の変更の必要性が認められる場合は、監督職員と協議の上設計変更の対象とする。ただし、一般的な鉄筋コンクリート構造物においては、スランプ値は12cmとすることを標準とする。

2 各種基準等の現場打ち鉄筋コンクリート構造物のスランプ値8cmの記述については、12cmに読み替え運用することとし、コンクリート打設時のスランプ試験については「京都府土木工事施工管理基準」に基づき実施すること。

※ガイドラインについては以下より入手可能

(<http://www.mlit.go.jp/common/001191821.pdf>)

第35条 (コンクリートの養生)

コンクリートの養生については、通常の施工方法としているが、寒中(暑中)コンクリートとしての施工を行う必要がある場合には、コンクリートの配合、強度、構造物の種類、断面の厚さ及び外気温度等を考慮してその方法、期間及び養生温度等を計画して、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第36条 (仮設計画)

本体施工に必要な仮設計画については、設計図書(図面番号K-1~K-13)のとおり積算を行っているが、施工にあたり、現場条件や施工条件により変更が生ずる場合は、監督職員と協議すること。

第37条 (見学会等への協力)

施工中に見学会(起工式、工事現場見学)等が開催される場合は、見学者対応、資料の作成等について協力すること。

第38条 (電子納品の実施)

1 本工事は、本府におけるCALS/ECの取り組みの一環として電子納品の対象工事であり、完成図書の内、工事写真及び書類等(図面については、試行とする)の納品を国土交通省工事完成図書の電子納品要領(案)等、京都府電子納品実施マニュアル(案)(平成28年4月)及び京都府電子納品ガイドライン(案)(平成28年4月)に基づき実施しなければならない。

また、受注者は、電子納品の範囲や電子データの作成方法等について、監督職員と工事着手までに、その実施範囲等について事前協議を行い京都府電子納品ガイドライン(案)(平成28年4月)

で定められた事前協議チェックシートを提出しなければならない。

なお、試行段階である図面については、電子納品の内容に応じて、成績評定において加点評価の対象とする。

- 2 電子納品における電子化に要する費用は受注者の負担とする。
また、完成図書は、電子媒体で2部、紙媒体で1部提出するものとする。

第39条 (工事書類の簡素化)

- 1 別添「土木工事書類一覧表」に基づき実施するものとする。また、工事打合簿（指示、協議、承諾、施工計画書の提出は除く）、段階確認書、確認・立会書、夜間・休日作業届の書類の提出については、電子メールにて提出できるものとする。
- 2 これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。

第40条 (工事完成図書の作成)

工事完成後、工事書類とは別に、設備管理用の完成図書（黒表紙、金文字）を3部作成し提出すること。また、電子データ（CD-R）についても3部提出すること。

第41条 (工事情報共有システムの利用)

受注者がASP方式の工事情報共有システムの利用を希望し、発注者が承諾した場合は、システムを利用することが出来る。

- 1 工事情報共有システムにより共有する工事書類は、「工事打合簿」と「工事履行報告書」とする。
- 2 使用するシステムは、下記システム事業者の中から受注者が選択する。
(株)アイサス、(株)エー・シー・エス、川田テクノシステム(株)、(株)建設総合サービス、日本電気(株)、(株)ビーイング
※上記6社は、京都府の提出書類様式に対応しているシステム事業者である。
- 3 システム利用に係る一切の費用は共通仮設費率分に含まれており、システム利用登録や利用料支払等の手続きは受注者とシステム事業者が直接行うこととする。
- 4 工事情報共有システムを利用した工事については、工事成績評定の創意工夫において、1点加点する。
- 5 工事完成時に、工事情報共有システム利用に関するアンケートを提出することとする。

土木工事書類一覧表

分類	提出書類	根拠法令等	発注者へ提出	完成検査			様式	情報共有システム対象	備考
				提示	提出				
					紙媒体	電子納品 フォルダ名			
①契約関係	当初	契約書	○						
		建退共掛金収納書	共通仕様書1-1-1-42	○					提出出来ない場合は理由を書面で提出する。
		現場代理人等(変更)通知書	契約書第10条1項	○				○	
		請負代金内訳書	契約書第3条1項	○				○	
		工事工程表	契約書第3条1項	○				○	
		前払金請求書	契約書第34条1項	○				○	
		工事着手届		○				○	
	完成検査及び引渡し	工事完成届	契約書第31条1項	○				○	
		工事目的物引渡書	契約書第31条4項	○				○	
		請求書	契約書第32条1項	○				○	
	部分引渡し	(指定部分に係る)工事完成届	契約書第38条1項	○				○	
		(指定部分に係る)工事目的物引渡書	契約書第38条1項	○				○	
		(部分引渡しに係る)請求書	契約書第38条1項	○				○	
	部分払い検査	工事出来高届	契約書第37条2項	○				○	
		工事出来高内訳書	契約書第37条2項 共通仕様書1-1-1-23	○				○	
		出来高図、数量計算書	契約書第37条2項 共通仕様書1-1-1-23	○					
		請求書	契約書第37条5項	○				○	
	修補関係書類	補修(改造)命令書	契約書第31条6項					○	
		補修(改造)工事完成届	契約書第31条6項	○				○	
	その他	部分使用承諾願(書)	契約書第33条1項						部分使用がある場合に提出する。
工事延期願		契約書第18条~22条	○				○	工期延期が発生する場合に提出する。	
②工事着手前	工事実績情報サービス(GORINS)登録内容確認書	共通仕様書1-1-1-5						登録確認書を監督職員に提示する。	
	施工計画書	共通仕様書1-1-1-4	○	○				軽微な場合の変更施工計画書は提出不要。(工期や数量だけの変更等の場合)	
	施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-13	○	○				下請契約がある場合に提出	
	施工体系図	共通仕様書1-1-1-13	○	○				下請契約がある場合に提出	
	下請工事契約時チェックリスト 下請契約書、誓約書(写し)	元下指針	○	○			○		
	重層下請理由書 府内資材選定困難理由書	元下指針	○	○			○	重層下請、府外資材調達を行う場合に提出する。	
	設計図書の照査確認資料	共通仕様書1-1-1-3	○	○				契約書18条第1項1~5号に該当する事実がある無しに関わらず、監督職員に提出する。(契約書第18条第1項の範囲を超えないこと。)	
	工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)		○	○				「工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)」とは、請負者による新たな設置の成果。	
	工事測量結果(設計図書との照合)	共通仕様書1-1-1-39	○	○				「工事測量結果(設計図書との照合)」とは、発注者の提供したものに対する照合。	
	③工事中	工事打合簿(指示)			○	※	※MEET/ORG	○	○
工事打合簿(協議、承諾)			○	○	※	※MEET/ORG	○	○	発注者と受注者間でのやり取りがある協議などの場合は、資料2部を提出し、1部返却し、双方が1部を保管する。 完成検査時の提出は監督職員に提出した書類。 ※情報共有システム利用の場合は電子納品のみ。
工事打合簿(提出、報告、通知、届出)			◎(メール)	○	※	※MEET/ORG	○	○(任意)	施工計画書の提出を除く。 完成検査時の提出は監督職員に提出した書類。 ※情報共有システム利用の場合は電子納品のみ。
再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書(実施書) (建設副産物を搬入、搬出する場合)		共通仕様書1-1-1-21	○	○			○		該当する再生資源がある場合、計画書は、施工計画書に含めて提出する。 CREDASの電子データは別途提出する。
建設発生土処理計画書 建設発生土処理報告書		共通仕様書1-1-1-21	○	○			○		自由処分の場合に提出する。計画書は、施工計画書に含めて提出する。
処理委託契約書の写し		共通仕様書1-1-1-21		○					
産業廃棄物管理票(マニフェスト)		共通仕様書1-1-1-21		○					産業廃棄物がある場合に検査時に提示する。
運搬管理表		共通仕様書1-1-1-34	○	○					対象:レディミクストコンクリート、アスファルト混合物及び契約図書にある建設副産物(建設発生土、産業廃棄物等)等の運搬作業 ※現着購入資材の現場までの運搬は対象外 ※現場内の運搬は対象外

土木工事書類一覧表

分類	提出書類	根拠法令等	発注者へ提出	完成検査			様式	情報共有システム対象	備考
				提示	提出				
					紙媒体	電子納品 フォルダ名			
	材料確認簿	共通仕様書 第2編1-2	◎(メール)	○	※	※MEET/ORG	○	○ (任意)	※情報共有システム利用の場合は電子納品のみのみ。
	材料品質証明資料(材料承諾願)	共通仕様書 第2編1-1.2		○					設計図書で提出を求められているものについては、監督職員に提出。
	段階確認書	共通仕様書3-1-1-5	◎(メール)	○	※	※OTHERS/ORG	○	○ (任意)	契約図書で規定された場合のみ対象。 ※情報共有システム利用の場合は電子納品のみのみ。
	確認・立会書	共通仕様書3-1-1-5	◎(メール)	○	※	※OTHERS/ORG	○	○ (任意)	※情報共有システム利用の場合は電子納品のみのみ。
	段階確認・立会時の資料	共通仕様書3-1-1-5		○					監督職員が確認する場合は受注者が作成した資料に、確認した実測値等を記入し保管する。 受注者(自社)確認の場合は作成した資料を監督職員が確認受領し保管する。(低入札工事の段階確認の場合は不可) 完成検査時の提出書類は、監督職員の保管書類。
	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-38	◎(メール)	○					施工時は、その都度届け出し、完成検査時は、提示のみ
	工事履行報告書	契約書第11条 共通仕様書1-1-1-26		○		※	※OTHERS/ORG	○	○ 月報報告。 ※情報共有システム利用の場合は電子納品のみのみ。
④安全管理	安全・訓練報告書	共通仕様書1-1-1-28		○					具体的な実施計画は、施工計画書に記載する。
	安全訓練実施資料			○					
	工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-31		○				○	速報は、口頭で連絡する。
	災害防止協議会活動記録			○					
	店社パトロール実施記録	土木工事安全施工技術指針・労働安全衛生法 他		○					
	安全巡視、TBM、KY実施記録			○					
	新規入場者教育実施記録			○					
使用機械、車両等点検記録	建設機械施工安全技術指針		○						
⑤施工管理	工程管理 実施工程表	共通仕様書1-1-1-25		○				○	
	出来形管理 出来形成果表	共通仕様書3-1-1-6		○	○	MEET/ORG			出来形測量を基に出来形数量を算出し、設計値と実測値を対比する。
	出来形図	共通仕様書3-1-1-6		○	○	DRAWINGF			展開図等、数量計算用の図面はMEET/ORGフォルダに格納する。
	出来形管理図表	共通仕様書 3-1-1-6、1-1-1-22		○	○				測定数が10点未満の場合は作成不要。
	品質管理 各種試験データ資料	共通仕様書 3-1-1-6、1-1-1-22		○	○				
	品質管理図表	共通仕様書 3-1-1-6、1-1-1-22		○	○				測定数が10点未満の場合は作成不要。
	ヒストグラム(品質)	共通仕様書 3-1-1-6、1-1-1-22		○	○				測定数が10点未満の場合は作成不要。(ただし、特殊な場合(ダムコンクリート等)を除く)
写真管理 工事写真(概要版)	共通仕様書 3-1-1-6、1-1-1-22		○	○					
工事写真	共通仕様書 3-1-1-6、1-1-1-22		○		○	PHOTO/PIC		紙の場合は無理な電子化はしない。	
⑥支給品貸与品現場発生品	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-19		○					支給品がある場合に提出する。
	現場発生品調査書	共通仕様書1-1-1-20		○				○	現場発生品がある場合に提出する。
	支給材料受領書(貸与品借用書)	契約書第15条3項		○				○	支給品を受領した場合に提出する。
⑦その他	材料納入伝票	共通仕様書2-1.2 契約書第13条		○					監督職員が提出を求めた場合のみ提出、それ以外の場合は提示。 交通誘導員は有資格者が必要な場合は資格証の写しを提出、伝票は提示。
	建退共運営実績報告書	共通仕様書1-1-1-42		○	○			○	購入時:計画購入の場合、建退共運営計画書(従来様式) 実績報告: ① 単で購入し、当初契約額が3千万円未満の場合: 実績報告書(A) ② 計画で購入又は当初契約額が3千万円以上の場合: 実績報告書(A)及び(B)
	建退共証紙受払資料	共通仕様書1-1-1-42		○					受払簿、出面表、辞退届については検査時に提示する。
	社内検査報告書			○					
	現場環境改善	特記仕様書		○	○				現場環境改善対象工事の場合に提出する。実施内容は施工計画書に記載する。
	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	特記仕様書		○	○				高度技術、創意工夫を実施すれば提出できる。
	新技術活用関係資料	特記仕様書		○	○				新技術(NETIS)実施工事の場合に提出する。受注者提案の場合は監督職員へ提出する。
	工事完成図書納品書			○	○	OTHERS/ORG		○	

様式

平成 年 月 日

(発注者) 様

受注者 住所
氏名 印

府内産木材利用計画書

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 契約金額

府内産木材の利用計画について、以下のとおり報告します。

1	府内産木材の利用について ※ 右の欄のいずれかに○	① 利用する ② 利用できない
2	府内産木材の利用資材について ※ 右の欄の該当する番号等に○をつけ、具体的な資材、数量を記載	① 仮設資材 (新規 ・ 転用) ② 設計図書に指定された材料
3	府内産木材を利用できない理由 ※ 1において、② 利用できないとした場合、右の欄にその理由を具体的に記載	

特記仕様書（契約後V E関係）

1 適 用

本工事は、契約後に工事材料、施工方法等に関する技術提案を求める契約後V E方式の試行工事である。

2 V E提案を求める範囲

- (1) V E提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料、施工方法等に係る変更により、請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- (2) 以下の提案は、原則として含めないこととする。
 - ア 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - イ 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案
 - ウ 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案

3 V E提案書の提出

- (1) 受注者は、前項のV E提案を行う場合は、次に掲げる事項をV E提案書に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ア 設計図書に定める内容とV E提案の内容の対比及び提案理由
 - イ V E提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ウ V E提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - エ 工業所有権等の排他的権利を含むV E提案である場合、その取扱いに関する事項
 - オ その他、V E提案が採用された場合に留意すべき事項
- (2) 発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- (3) 受注者は、前項のV E提案を契約の締結日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する35日前までに発注者に提出できるものとする。なお、提案の回数は原則として1回とするが、工事の実状に照らし、適宜変更できるものとする。
- (4) V E提案の提出費用は受注者の負担とする。

4 V E提案の審査

V E提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性が確保され、かつ経済性が優位であると判断される場合は、V E提案として採用することを原則として審査を行う。

5 VE提案の採否等

- (1) 発注者は、VE提案の採否について、VE提案の受領後14日以内に書面により受注者に通知しなければならない。ただし、受注者の同意を得た上で、この期間を延長することができるものとする。
- (2) また、提出されたVE提案が適正と認められなかった場合の前項の通知は、その理由を付して行うものとする。
- (3) 発注者は、VE提案による設計図書の変更を行う場合は、契約書第19条の2の規定に基づくものとする。
- (4) 発注者は、VE提案による設計図書の変更を行う場合は、契約書第24条の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- (5) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。
- (6) VE提案が適正と認められた後、契約書第18条の変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- (7) 発注者は、契約書第18条の条件変更が生じた場合には、契約書第24条第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合の前記(5)のVE管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない事由（不可抗力や予測することが不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、協議して定めるものとする。

6 VE提案の活用

評定の結果、当該VE提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

7 責任の所在

発注者がVE提案を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

8 提出様式

提出様式は、別添のとおりとする。

様式－２

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

(1) 設計図書のとめる内容と V E 提案の内容の比較	
【現 状】・・・略図等	【改善案】・・・略図等

(2) 提案理由

(3) V E 提案の実施方法 (材料仕様、施工要領等を記入)

(4) 品質保証の証明 (品質保証書の添付等)

(5) その他

様式－４

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

<p>(1) 工業所有権の排他的権利を含むV E 提案である場合、その取扱いに関する事項</p>
--

<p>(2) V E 提案が採用された場合に留意すべき事項 (提案内容の公表に関わる所見等)</p>
--